

人吉市農業委員会定例総会

(第2回)

令和7年2月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和7年2月25日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 8 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 9 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 10 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 11 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 5 議第 12 号 農用地利用集積等促進計画（案）について
日程第 6 議第 13 号 非農地証明願について
日程第 7 議第 14 号 非農地判断の一部変更について

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	上 野 博 司
職務代理人	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	2番	中 嶽 修 平
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	湊 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簀 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博

同	16番	有瀬英憲
同	17番	中村郁子
同	18番	椎葉徹
同	19番	元田和弘
同	20番	赤池親
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	北山加一郎
同	24番	東悟
同	25番	東照

議事録署名農業委員 4番 淵上澄雄
 議事録署名推進委員 16番 有瀬英憲

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	鳥越輝喜
係	長	豊永英紀
主	任	淵田奈緒美
再任用職員		坂井正子

開会 9 : 30

- （議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和7年第2回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に4番委員、16番委員を指名します。
 本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。
- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第8号を議題といたします。事務局係長お願いします。
- （事務局係長）日程第1・議第8号 朗読
- （議長）1番から2番について5番委員の調査報告をお願いします。
- （5番委員）おはようございます。議第8号、農地法第3条の許可申請に対する1番の

報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外、面積は2筆で561㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大です。場所はタブレットの位置図1ページをご覧ください。申請地は25年前に栗を20本ほど植栽されておりまして、現状のまま管理をしていくとのことでした。なお、譲渡人、譲受人は親戚関係になります。次に調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

続けて2番の報告をいたします。議第8号、農地法第3条の許可申請に対する2番の報告をいたします。先ほどの1番の案件と関連するところがあります。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で農振区分は農用外です。面積は1筆で422㎡。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大です。場所は先ほどと同じくタブレットの位置図1ページをご覧ください。申請地は1番の西側に隣接いたします。同じく25年前に栗を15本ほど植栽されております。こちらも現状のまま管理をしていくとのことでした。なお、1番と同じ譲渡人、譲受人は親戚関係になります。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しません。よって、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- （議長）ありがとうございます。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番から4番について6番委員の調査報告をお願いします。

- (6番委員) おはようございます。議第8号、農地法第3条の許可申請に対する3番の調査報告を行います。まず、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑で316㎡です。農用内で3条の有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の理由としましては、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。栽培する作物については、譲受人の養畜の拡大により、飼料作物を栽培することになっております。備考のところに総額30万円と書いてありますが、これは10a当たり30万円ということで確認をしております。316㎡ですので、10万円の金額での売買となります。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。
続きまして農地法第3条の許可申請に対する4番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、2筆で829㎡です。農用外で無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の理由としましては、譲渡人と譲受人の持ち分の移転となっております。申請地につきましては、現在も果樹を栽培されておられます。譲受人も継続して果樹を栽培されるということでございます。申請地は位置図をご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- (議長) ありがとうございます。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
5番について7番委員の調査報告をお願いします。
- (7番委員) おはようございます。議第8号、農地法第3条の許可申請に対する5番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、現況は畑です。農用外、面積は1筆で592㎡です。3条の無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。場所は別紙位置図のとおりです。申請理由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の開始です。譲受人は新規就農者です。譲受人は譲渡人の叔父になります。場所は譲受人の自宅の隣になります。以前より譲受人が管理をされておりまして、現在も玉葱、スナッフエンドウなどを栽培されており、ふれあい市場等に出荷される予定になっております。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当いたしません。よって、総合判断といたしまして、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしく願いいたします。
- (議長) ありがとうございます。5番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。
日程第2・議第9号を議題といたします。事務局係長をお願いします。
- (事務局係長) 日程第2・議第9号 朗読

- （議長）1 番について6 番委員の調査報告をお願いします。

- （6 番委員）議第9 号、農地法第4 条の許可申請に対する1 番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用内で面積は2 筆で4 5 8 ㎡です。申請人は記載のとおりで転用目的は牛舎建設及び通路となっております。農地の区分は農振農用地区域内農地で都市計画用途指定区域外となっております。昨年、1 1 月8 日に用途の区分変更が許可済みであります。勘違いをされて事前着工をされております。これについては始末書が添付されています。着工と完了は記載のとおりです。申請地は位置図をご覧ください。隣接地の確認書も取っておりますが、中には確認をお願いに行かれたところ、確認が取れなかったところも2 軒ほどあります。しかしながら、今回の許可申請に対しましては必ずしも必要条件ではなかったということがございますので、今後、地域の理解を得るためにはやはり今後とも確認を取る必要があるというふうに思っております。今後、養畜の拡大をされるわけですが、糞尿などの処理につきましては、環境に気を付けながら取り組んでいただきたいということで要望をしております。本人も了解されております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでございますが、農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農振農用地区域内農地であるが、農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、問題なくやむを得ないとなっております。続きまして、一般基準の1 番、3 番、6 番、8 番、1 0 番は適当と判断をいたしましたところ。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。1 番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1 番は原案可決いたしました。
日程第3・議第1 0 号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

- （事務局係長）日程第3・議第1 0 号 朗読

- （議長） 1 番について 6 番委員の調査報告をお願いします。

- （6 番委員） 議第 10 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 1 番の調査報告を行います。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は 1 筆で 231 m²となっております。農用外で所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりでありまして、転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第 2 種農地で都市計画用途指定区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。平成 3 年に宅地分譲にて許可が下りておりますが、改めて今回、申請をされたということでございます。給水については、上水道を利用するということです。生活雑排水、汚水については、浄化槽を通じて南側に道路側溝がありますので、それに排水する。雨水については、自然浸透方式と南側の道路側溝に排水するということでございます。申請地の南側に畑がありますが、現況は雑種地であり、竹なども生えておりまして耕作されておらず、問題もないということで確認しております。申請地は位置図をご覧ください。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的は、申請地は第 2 種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとなっております。次に一般基準としまして、1 番、3 番、6 番、8 番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地条件及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長） ありがとうございます。1 番の報告について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって 1 番は原案可決いたしました。
2 番について 2 番委員の調査報告をお願いします。

- （2 番委員） 議第 10 号、農地法第 5 条の許可申請に対する 2 番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は 1 筆で 948 m²です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は駐車場です。農地の区分は第 2 種農地、都市計画用途指定区域外となっております。申請地は別紙位置図のお

りです。ここで補足をいたしますが、この譲受人は事業を現在、営んでおりまして、その場所が申請地の北側、西側、南側を実際に事業用地として利用していらっしゃる。今回、大型の駐車場として利用するというので申請があがってきております。続きまして、立地基準は記載のとおりで農地の区分は第2種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番について3番委員の調査報告をお願いします。

- （3番委員）おはようございます。それでは、議第10号、農地法第5条の許可申請に対する3番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内、面積は1筆の720㎡です。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は堆肥舎及び農業用機械器具置場となっております。堆肥舎が36㎡、農業用機械器具置場が684㎡であります。また、令和6年11月8日に用途区分の変更は済んでおります。位置図をご覧ください。この農地は三角形になっておりまして、例えば水田にしても非常に耕作しづらい農地であります。譲渡人と譲受人で2、3年前から協議をしていて、譲受人が堆肥舎と農業用機械器具置場をぜひ作りたいということで私にも相談がありまして、事務局長と会長にも連絡をしまして、現地を確認しております。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりでありまして、判断理由は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であります。一般基準としまして、1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
日程第4・議第11号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第4・議第11号 朗読

○（議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和7年2月14日付で人吉市長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が22,559㎡、「畑」が687㎡、合計の23,246㎡ございました。一番下の所有権移転の「田」が1,302㎡ございました。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社の買い入れが0件、公社の売り渡しが1件、計の1件でございました。

次に3ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が6件、再設定が6件、合計の12件あがってきております。いずれの案件もそれぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をさせていただいております。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時

間を5分間ほどとります。10時10分まで各自で審査をお願いします。

(各自審査)

- (議長) 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。
- (6番委員) 利用権設定の1番と2番についてです。お二人の名前が書いてありますが、下の方が所有者でしょうか。
- (事務局 坂井) 担当委員さんに調査をしていただきました。確かにお二人の名前が書いてありますが、下に名前を書いている方が所有者と聞いております。
- (議長) よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第5・議第12号を議題といたします。事務局係長をお願いします。
- (事務局係長) 日程第5・議第12号 朗読
- (議長) 利用権設定の「利用権を受ける者」が、2番と3番は20番委員本人、11番から17番は私が組合員の法人、20番は9番委員と16番委員が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井） それでは、お手元の資料をご覧ください。令和7年2月17日付で人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。まずは1ページをご覧ください。農地中間管理機構利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が21件、更新が6件、合計の27件ございました。利用権設定の全体の「田」が84,124㎡、「畑」が0㎡、合計の84,124㎡となっております。以上です。

- （議長） ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時15分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長） 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長） 質疑もないようですので、採決いたします。
2番、3番、11番から17番、20番を除く貸借設定について原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の2番、3番、11番から17番、20番について原案説明のとおり決めるにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長） 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第13号を議題といたします。事務局係長をお願いします。

○（事務局係長）日程第6・議第13号 朗読

○（議長）1番について20番委員の調査報告をお願いします。

○（20番委員）おはようございます。議第13号の非農地証明願の（1）番から（7）番について調査報告をいたします。総会議案書の7ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和7年2月3日に私と6番委員、事務局と現地調査を行いました。申請地は人吉球磨スマートインターチェンジから車で1kmほど向かったところにある市営住宅の西側にある農地です。現地調査をしたところ、（1）番は市道沿いにある農地ですが、栗が植栽されており、下の草丈も短く、管理がしてありました。（2）番から（7）番は、市道から軽トラックが通れるほどの坂道を下って行く、周囲を山林に囲まれている農地です。（2）番から（5）番については4筆ありますが、現地は2枚になっておりました。4筆とも水が溜まり、沼地になっておりました。一部には山から土砂が入っている部分や畦が崩れている部分もあり、農地への復元は不可能であると判断いたしました。（6）番については、5枚に分かれております。現地には電気柵の支柱部分がありますが、ワイヤーなどは外されておりました。一部、イノシシの泥遊び場や掘った跡があり、被害にあっておりました。作付けはされていませんでしたが、部分的に草払いがしてあり、管理はされております。（7）番についても電気柵の支柱部分がありますが、ワイヤーなどは外されておりました。3枚に分かれており、奥のほうは竹や木が生えているところがありましたが、手前については草払いと耕起がされており、管理をされております。協議をしました結果、（1）番、（6）番、（7）番については農地への復元は可能であり、非農地証明の交付については不相当と判断いたしました。また、（2）番から（5）番については、農地への復元は不可能であり、非農地証明の基準の3のイに該当すると判断し、非農地証明の交付は相当と判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1番の（1）について異議なしの方挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
1番の（2）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。
1番の（3）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。
1番の（4）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。
1番の（5）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。
1番の（6）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。
1番の（7）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。原案可決いたしました。
2番について18番委員の調査報告をお願いします。

- （18番委員）おはようございます。議第13号の非農地証明願の2番について調査報告をいたします。総会議案書の7ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、面積、所有者は記載のとおりでございます。令和7年2月7日に私と4番委

員、事務局と現地調査を行いました。申請地は木地屋町公民館から車で3kmほど国道267号線を進んだ道路下にある胸川沿いの農地です。現地を確認したところ、農地の中に大きな岩が複数箇所に入っており、川沿いには笹なども生えてきて荒れておりました。この岩については詳しい理由等は分かりませんが、50年以上前からあると認識しております。また、周囲は山林化している農地が多くあり、非農地となっております。協議をしました結果、2番については農地への復元は不可能であり、非農地証明の基準の3のイに該当すると判断し、非農地証明願の交付は適当と判断いたしました。以上、報告をいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第7・議第14号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第7・議第14号 朗読

- （議長）それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）議案書の8ページをお開きください。こちらの非農地判断の一部変更に記載されている農地については、昨年12月25日に皆様にご検討いただいたものになります。しかしながら、再度、確認いたしましたところ、この筆について耕作再開中やもう一度確認をしたほうがいいのではないかと思われる農地があがってきております。この分については非農地の取り消しをしたいと思っております。以上、報告を終わります。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。
これにて令和7年第2回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時20分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員